

Glamping Resort brilliant-village Nikko

ご宿泊約款

〈適用範囲〉

第1条

1. ブリリアントヴィレッジ日光（以下、「当施設」といいます。）お客様との間で締結する宿泊契約及び、これに関連する契約はこの約款及び、この約款と一体となる利用規約の定めるところによるものとし、この約款及び利用規約に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとし、当施設が、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

〈宿泊契約の申し込み〉

第2条

1. 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとするお客様は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊のお客様氏名、連絡先、人数
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) ペットの同伴有無（同伴の場合、原則として別表第3のペット同伴の利用規約による。）
- (5) その他当施設が必要と認める事項

2. 当施設に申し出があった内容に変更が生じた場合は、変更後速やかに当施設に申し出て頂きます。宿泊のお客様が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

〈宿泊契約の成立等〉

第3条

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、全宿泊期間の基本宿泊料申込金を当施設が指定する日までにお支払いいただきます。

3. 申込金は、お客様が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨をお客様に告知した場合に限ります。

〈申込金の支払いを要しないこととする特約〉

第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、宿泊契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

〈宿泊契約締結の拒否〉

第5条

1. 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとするお客様が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとするお客様が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」といいます。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

- (5) 宿泊しようとするお客様が、法定の伝染病、未知又は新型コロナウイルスに感染していると明らかに認められるとき。
- (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 宿泊しようとするお客様が、泥酔等により他の宿泊のお客様に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。当施設の運営を阻害するおそれ、又は他宿泊のお客様や当施設の従業員に対し著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (9) 宿泊しようとするお客様が、別表第3の利用規約に同意頂けないとき。

〈お客様の契約解除権〉

第6条

1. 宿泊のお客様は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は宿泊のお客様がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前にお客様が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより違約金を申し受けます。但し、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当って、お客様が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当施設がお客様に告知したときに限ります。
3. 当施設は、宿泊のお客様が連絡をしないで宿泊日当日の20時になっても到着しないときは、その宿泊契約はお客様により解除されたものとして処理することがあります。

〈当施設の契約解除権〉

第7条

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) お客様が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊のお客様が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
 - (3) 宿泊のお客様が法定の伝染病、未知又は新型コロナウイルスに感染していると明らかに認められるとき。
 - (4) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (6) 宿泊のお客様が泥酔等で放歌高吟、客室への立入り等、他のお客様に迷惑を及ぼすおそれのあると認められたときや、他のお客様に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (7) 客室内の喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規約の禁止事項に従わないとき。
 - (8) 宿泊契約の締結が旅行代理店を通じてなされている場合において、当該旅行代理店からの支払いが確認されないとき。金融機関休日のため当日の振込の確認ができない場合も含みます。
 - (9) この約款又は、当施設利用規約又は注意事項に違反したとき。
 - (10) その他第5条各項、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。
 - (11) ペット同伴の場合、別表第3の利用規約に同意頂けないとき。又は、同意いただいても利用規約に違反し他のペットとのトラブル他のお客様に迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊のお客様が提供を受けていない宿泊サービス等の場合であっても料金の返還はいたしません。但し、前1項(5)の場合は除きます。

〈宿泊の登録〉

第8条

1. 宿泊のお客様は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊のお客様氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日(パスポートの提示)
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) ペット同伴でご宿泊の場合は、ペット同伴のご利用規約同意書
 - (5) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行なおうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを提示していただきます。

〈客室の使用時間〉

第9条

1. 宿泊のお客様が当施設の客室を使用できる時間は、15時から翌日10時までとします。但し、連続して宿泊する場合には到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、申告があった場合のみ同項に定める時間外の客室の使用に応じる場合があります。この場合には前項に定める時間以外は1泊分の追加料金を申し受けます。
3. 前1.2項に基づきお客様が客室を利用できる時間帯であっても、安全上及び衛生管理その他当施設の運営管理上の必要がある場合は客室に立ち入り措置をすることが出来るものとします。

〈利用規約の遵守〉

第 10 条

宿泊のお客様は、当施設内において、この約款に従って当施設が定めて施設内に掲示・展示あるいは備え付けした利用規約等に従っていただきます。

〈営業時間〉

第 11 条

1. 当施設の主な施設等及びその他附帯サービス施設等の詳しい営業時間は備え付け客室インフォメーションや施設内備え付けのパンフレット、各所の掲示等でご案内いたします。
2. 営業時間においては、必要やむを得ない場合や緊急の行政指導などにおいて臨時に変更になることがあります。

〈料金の支払い〉

第 12 条

1. お客様が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本通貨又は当施設が承認する決済手段を用いる方法により、お客様が出発の際又は当施設が請求した時、フロントにおいて行なっていただきます。
3. 当施設がお客様に客室を提供し、お客様が任意に宿泊しなかった場合においても、規定の宿泊料金は申し受けます。

〈当施設の責任〉

第 13 条

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当施設は、消防法に基づく防火対象物点検を定期的に行っておりますが、万一の火災等に対処するため、施設賠償責任保険に加入しております。

〈契約した客室の提供ができないときの取扱い〉

第 14 条

1. 当施設は、お客様に契約したタイプの客室を提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一の条件による他の客室を提供するものとします。
2. 当施設は前項の規定にかかわらず、事前にご予約金を頂いている場合において、他の客室の提供ができないときは違約金相当額の補償料をお客様に支払いし、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

〈寄託物等の取扱い〉

第 15 条

1. 当施設は原則として荷物のお預かりは行っておりません。
2. お客様が、当施設内にお持ち込みに物品については、当施設は一切補償いたしません。

〈宿泊客の手荷物又は携帯品の保管〉

第 16 条

1. お客様がチェックアウトしたのち、お客様の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合においては、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間を限度として保管し、その後最寄りの警察署に届けます。但し、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについてはチェックアウトの翌日までにご連絡がない場合には、当施設にて任意に処分させていただきます。
2. 当施設は、置き忘れた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処置を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、お客様がこれに異議を述べることはできないものとします。

〈駐車場の責任〉

第 17 条

お客様が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

〈お客様の責任〉

第 18 条

お客様の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、お客様が当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

〈約款の改定〉

第 19 条

この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。この約款が改定された場合、当施設は改定後の約款内容を当施設のホームページに掲出するものとします。

別表第 1

宿泊料金等の算定方法 (第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

お客様が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料 (室料+朝・夕食料)
	追加料金	飲食料又は追加飲食料・その他利用施設の定めるサービス料等
	税金	消費税等法令により規定される諸税

※基本宿泊料はパンフレット及び公式ホームページに掲示する料金表によります。

別表第 2

違約金 (第 6 条 2 項関係)

連絡なし不泊	当日キャンセル	前日キャンセル	2日～4日前キャンセル	5日～7日前キャンセル
基本宿泊料の 100% キャンセル料	基本宿泊料の 100% キャンセル料	基本宿泊料の 80% キャンセル料	基本宿泊料の 50% キャンセル料	基本宿泊料の 30% キャンセル料

※基本宿泊料はパンフレット及び公式ホームページに掲示する料金表によります。

※キャンセル料は契約日数の全部からの算出を違約金として収受します。

※自然災害等で道路、交通機関が機能しないと判断した場合は、違約金を免除することもあります。

別表第 3

【ワンちゃん同伴でのご宿泊利用規約】

ワンちゃんと同伴でのご宿泊につきましては、下記の条件に (第 8 条第 1 項 (4) 号規定の同意書) 同意頂ける方のみご宿泊いただけます。全てのお客様に快適に過ごしていただくために下記の規約をご理解の上、ご宿泊お願いいたします。

- ①ワンちゃん同伴でのご宿泊はドック棟のみ 1 テント小型犬・中型犬 (約 24kg 以下) 最大 2 頭までとなります。
- ②ご宿泊可能なワンちゃんは、1 年以内に狂犬病・伝染病の予防接種を受けている犬のみとします。
- ③人や他のワンちゃんへの噛み癖などのある攻撃的な性格のワンちゃんはお泊をご遠慮いただきます。
- ④リード・ペット用食事・食器・トイレ・寝具類は普段お使いのものをご持参ください。
- ⑤発情期・妊娠状態・生理期間はなるべくご遠慮ください。
- ⑥室内に入る際は、手足をきれいな状態にしてから入室してください。
- ⑦室内においては常にケージに入れてお過ごしください。
- ⑧ご宿泊のドック棟以外の施設 (管理棟・レストラン・シャワー室・貸切風呂) には連れて入らないでください。
- ⑨ご宿泊の専用ドックラン以外の屋外では必ずリードを使用し、ワンちゃん同士のトラブルや事故、他のお客様への迷惑・危害をおよぼさないよう注意してください。
- ⑩室内でペットシート以外でのマーキングや排泄をして寝具等汚された場合にはクリーニング代を請求させていただきます。
- ⑪室内でトリミングはご遠慮ください。毛の抜けやすい場合はコロコロローラーにてお掃除をお願いします。
- ⑫ワンちゃんによる施設の家具・什器・設備・植木など損傷・汚損については相当額をご請求させていただく場合がございますのでご了承ください。
- ⑬ワンちゃんの排泄物は飼い主が責任をもって後始末し、必ず指定の専用ゴミBOXへ入れてください。
- ⑭無駄吠え・マウンティングなどの行為をした場合は、速やかに制止してください。
- ⑮お申込み内容に虚偽があった場合や、ご滞在中に本規約に違反した場合は、ご宿泊をお断りすることがあります。
- ⑯万一、不可抗力により施設内でワンちゃんの怪我・死亡・盗難・逃亡等の不測の事態に対して当施設では一切責任を負いません。同伴ワンちゃんが起因する他ワンちゃん又は他のお客様とのトラブルにつきましても同様に、当施設は一切責任を負いません。

